

犯罪被害者等の人権



→ 直接的な被害だけではない

ある日事件や事故に巻き込まれ、犯罪被害者あるいはその家族になってしまう…これは、他人事ではなく誰にでも起こりうることです。

犯罪被害者等は、事件や事故によって深刻なダメージを受けながら、さらに周囲の心ない言葉や興味本位の噂話、メディアの報道・取材によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの二次的被害に苦しみます。

事件・事故による影響

- 家族関係、人間関係がうまくいかなくなる。
- 日常生活が送れなくなる。
- 外出できなくなる。
- 退職・休職せざるをえなくなる。
- 通院・入院による身体的、経済的負担が生じる。
- 捜査や裁判が精神的・時間的な負担になる。

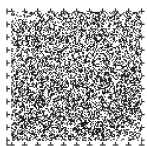
CHECK



県犯罪被害者等支援条例 (R3.12.24施行)

県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復等を図るため、基本理念や県、県民等の責務、基本的施策等を定めた条例を制定し、犯罪被害者等支援について理解促進に取り組んでいます。

CHECK



心と体の回復を見守り、支えていこう。
穏やかな日常を取り戻すことができるように。

→ 日常を取り戻せるよう理解と支援を

被害にあった後は、人目が怖くて外出できなかったり、家庭内で事件のことを話せず家族関係がギクシャクするなど様々な問題が生じます。日常を取り戻すためには、周囲の理解と支援が必要です。

地域で

親身になって話を聞いたり、家事・育児を手伝うなど、周囲の思いやりやサポートが重要になります。「あなたは悪くない」の一言で救われることもあります。

職場で

被害から回復するまで、仕事上の負担を軽減したり、通院や裁判への出廷のため休暇を取ることができるなど、安心して働き続けられる職場環境をつくるのが大切です。

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギゅっとちゃん」



「ギゅっとちゃん」は、犯罪被害に遭われた方やご家族等の問題をより身近なものとして意識していただけるよう、犯罪被害者等の支援活動の象徴として公募により誕生しました。

優しさと思いやりのハートを抱く癒しのキャラクターで、暖色系の色は、元気、幸福、希望を明るくイメージしています。

CHECK

犯罪被害者等支援のための相談窓口

《公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター》

県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、犯罪や交通事故等の被害にあわれた方やそのご家族の方からの要望に応じて電話・面接相談をはじめ、裁判所、警察署、病院などへの付き添い等様々な支援を行っています。

☎099-226-8341

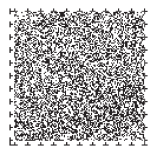
《性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称「FLOWER」)》

性暴力被害にあわれた方が安心して相談でき、支援が迅速に受けられるように、鹿児島県、鹿児島県警察、(公社)かごしま犯罪被害者支援センター、鹿児島県産婦人科医会が連携・協力して支援します。

全国共通短縮ダイヤル

はやくワンストップ

☎ #8891



北朝鮮当局による 拉致問題等

一人ひとりが強く願う。
全ての人が家族の元へ
一日も早く帰れることを。

→ 私たちができることを 考えましょう

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。

それが、もしも自分だったら、自分の家族だったら…。

被害者やその家族の気持ちに寄り添い、解決に力を合わせましょう。

→ 問題を風化させず、 関心を持ち続けよう

拉致問題を決して風化させてはいけません。「絶対に許さない」という県民一人ひとりの声は、ご家族の大きな支えとなり、解決に向けての強い力となります。

県では毎年「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)」に写真パネル展や広報媒体を通し、県民の関心と認識を深めるための様々な活動を行っています。

拉致問題の経緯

1970～1980年代を中心に、多くの日本人が北朝鮮当局に拉致されました。現在17人が「拉致被害者」と認定され、このほかにも拉致された疑いのある「特定失踪者」が多数います。平成14年に北朝鮮は拉致を認め、5人の帰国が実現しましたが、他の被害者については未解決のままです。政府は北朝鮮に対し、全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるよう求めています。

→ 鹿児島県に関係のある 拉致被害者・特定失踪者

拉致被害者			
市川 修一さん	増元 るみ子さん		
特定失踪者			
羽生 弘行さん	宮脇 留義さん	日高 信夫さん	
佐藤 益一さん	園田 一さん	園田 トシ子さん	
竹屋 恵美子さん	種田 誠さん	日高 満男さん	
田中 正道さん	加藤 義美さん		

特定失踪者とは…

民間団体である「特定失踪者問題調査会」が「北朝鮮による拉致かもしれない」というご家族の届け出などを受けて、独自に調査の対象としている失踪者のことです。

拉致問題についてのお問い合わせ先

《内閣官房拉致問題対策本部事務局》

☎ 03-5253-2111(代) FAX.03-3581-6011 <https://www.rachi.go.jp/>

《鹿児島県保健福祉部社会福祉課》

☎ 099-286-2828 FAX.099-286-5568

<https://www.pref.kagoshima.jp> 健康・福祉 → 社会福祉 → 拉致問題

性的指向・ 性自認

→ 私たちは誰もが“多様な性”の当事者です

性のあり方(セクシュアリティ)は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性、表現する性といった要素の組み合わせにより無数に存在します。

身体の性 (性的特徴) Sex Characteristics ×
 好きになる性 (性的指向) Sexual Orientation ×
 心の性 (性自認) Gender Identity ×
 服装やしぐさ、言葉づかいなど(性表現) Gender Expression

SOGI (ソジ/ソギ)

「SOGI」は、「Sexual Orientation(性的指向)」と「Gender Identity(性自認)」の頭文字を取った言葉で、「人の属性」を表します。全ての人に関わる性のあり方を捉える概念であり、私たちの誰もが多様な性の当事者であることを明確にする表現です。

性的指向

レズビアン
【Lesbian】
 恋愛感情が同性に向く女性
 ゲイ
【Gay】
 恋愛感情が同性に向く男性
 バイセクシュアル
【Bisexual】
 恋愛感情が異性に向くこともあれば、同性に向くこともある人
 ヘテロセクシュアル
【Heterosexual】
 恋愛感情が異性に向く人
 アセクシュアル
【Asexual】
 恋愛感情の有無にかかわらず、他者に性的に惹かれることがない人
 パンセクシュアル
【Pansexual】
 あらゆる性別の人が恋愛対象になる人

性自認

トランスジェンダー
【Transgender】
 出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人
 シスジェンダー
【Cisgender】
 出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致する人
 エックスジェンダー
【Xgender】
 出生時に割り当てられた性別にかかわらず自認する性別を男性・女性のどちらにも決めない人、明確に認識していない人

クエスチョニング
【Questioning】
 自分の性的指向・性自認が定まってい
 ない、明確にできな
 い、したくない人



→ “多様な性”を理解しよう

私たちの社会には、「身体の性と自認する性は一致する」という思い込みや、「恋愛・性愛の対象は異性である」という固定観念が根深く存在します。また、多くの社会制度が異性間の婚姻を前提としています。

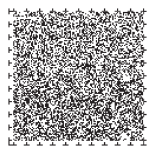
このような社会にあって、セクシュアリティを理由に偏見や差別を受ける方々や、周囲との関係の悪化を恐れて自身のセクシュアリティを打ち明けられずに一人で悩んでいる方々がいいます。

また、学校や職場、医療・福祉現場、家庭など、日常の様々な場で困難に直面し、深刻な生きづらさを抱えている方々がいいます。

全ての人のセクシュアリティが尊重され、誰もが生きやすい社会をつくるために、私たち一人ひとりが“多様な性”について正しい知識を持ち、理解を深めることが大切です。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(理解増進法)が2023(令和5)年6月施行されました

理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として制定された法律です。



エルジービーティー LGBT

レズビアン ゲイ バイセクシュアル トランスジェンダー
Lesbian, Gay, Bisexual, Transgenderのアルファベットの頭文字を取った言葉で、性的マイノリティを表す総称の一つとして用いられています。「LGBT」以外にも、「LGBTQ」、「LGBTs」などもあります。

CHECK

自分らしくありのままの私を生きる色とりどりの個性が輝く社会へ。

→ STOP! SOGIハラスメント

SOGIに関連した差別的・侮蔑的な言動や嘲笑、いじめや暴力などを「SOGIハラスメント」といいます。

誰にとっても自身のSOGIはとても大切なものです。SOGIハラスメントは、受けた人の人権を侵害する行為であり、決して行ってはいけません。

SOGIハラスメントの類型

- アウティング
(本人の許可なくSOGIを公表すること)
- 差別的な言動や嘲笑、差別的な呼称
- SOGIを理由としたいじめ・無視・暴力
- 望まない性別での生活の強要
- 不当な異動や解雇、入学・入社拒否、転校・退学の強制

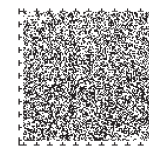
パートナーシップ宣誓制度

双方又は一方が性的少数者であるカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを誓う宣誓書を提出し、自治体が宣誓したことを証明する等の取組です。多くの社会制度が異性のパートナーを前提としている中、同性カップルを婚姻に相当するパートナーと認める取組が、一部の自治体や企業で見られるようになってきました。

鹿児島県内では11市においてこの制度が導入されています(令和8年4月現在)。

- 指宿市、鹿児島市、日置市、志布志市、出水市、鹿屋市、南さつま市、いちき串木野市、霧島市、薩摩川内市、南九州市

CHECK



インターネット社会における 人権問題

→ 便利だけど危険な情報社会

誰もが容易にインターネットを利用することができるようになった現在、生活の利便性が向上した一方で、インターネットの特性を悪用した、人権に関わる様々な問題が急増しています。

CHECK

インターネット上の人権問題事例・

- 外国人や部落差別に対する差別的な書き込み
- 個人に対する誹謗中傷
- SNSなどによるいじめ
- 未成年者の性的画像の搾取
- プライバシーに関する情報の掲載
- インターネット上でのトラブルや犯罪による被害

→ 人権意識と情報モラルを身につけて

インターネットを利用するときは、その特性を正しく理解するとともに、画面の向こうにも感情をもった人がいることを常に忘れないようにしましょう。自分が発信した内容によって、損害賠償を請求されたり、名誉毀損等の罪に問われることもあります。発信内容には責任を持ちましょう。

→ 被害にあってしまったら・・・

掲示板やSNSによって人権を侵害された被害者は、その運営者に削除を求めることができます。証拠を残すために、該当する書き込みや写真・動画、それらが掲載されているページのURLは保存しておきましょう。

自分で対応することが不安なときは、最寄りの法務局・地方自治局の人権相談窓口にご相談しましょう。

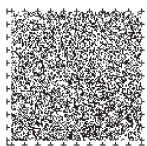
CHECK

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法)

2025年(令和7年)に、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対し、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するための「対応の迅速化」や「運用状況の透明化」に係る措置を義務付けられています。

サイバーセキュリティ・カレッジ

小・中・高等学校の児童・生徒や先生、保護者等を対象に、パソコンやスマートフォン等によるインターネット利用の注意点、危険性などについて学ぶ講座を開催します。詳しくは県警察本部もしくは最寄りの警察署へお問い合わせください。



災害時の人権問題

→ 人権意識を持って災害に備えよう

災害発生時は多くの人に身の危険が生じ、切迫した状況になります。そのような状況下において強い不安やストレスが重なると、人々の人権に対する意識が薄らぎ、その結果、女性、子ども、高齢者、障害者などの立場の人に対する人権侵害、あるいは被災者や被災地に対する差別・偏見といった人権侵害が起こる可能性があります。

災害時に人権意識を持って行動できるよう、日頃から人権について理解を深めましょう。

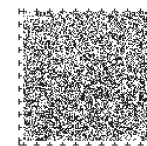
→ 一人ひとりに配慮した防災対策を

災害発生時の避難について、配慮や支援が必要な人たちがいます。地域における避難計画の作成や防災訓練の実施にあたっては、要配慮者の事情も考慮したものとなるようにし、普段から住民や行政関係団体との連携に努めましょう。

→ 安全で安心な避難所に

避難所では、みんなが安心して生活するためにトイレ・更衣室・洗濯物干し場・授乳室などの設置、部屋割りや場所割りについての配慮が必要です。また、性犯罪・性暴力を抑止・防止するための巡回、避難者が不安や悩みを相談できる体制づくりや周知も必要です。

避難所で過ごす一人ひとりの人権が守られ、配慮や支援が必要な人たちが安心して過ごせるために、避難所の運営には多様な立場の人が関わるのが重要です。



その他の人権問題

刑を終えて出所した人等の人權

●現状

刑を終えて出所した人の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引受けが困難で、就労や住居の確保等に問題を抱えている人が少なくありません。退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人もいます。

●国・県の取組等

国においては、刑を終えて出所した人の更正保護が推進されています。

県でも「第2次鹿児島県再犯防止推進計画」に基づき、県民の再犯防止についての理解促進や刑を終えて出所した人等を対象とした居場所づくりなどを支援するとともに、「鹿児島県地域生活定着支援センター」において、高齢又は障害のため矯正施設を退所後に福祉サービスを受ける必要がある人等の支援に取り組んでいます。

生活困窮者の人權

●現状

雇用環境の悪化や所得の低下、疾病等により経済的困窮に陥る人が増加しています。経済困窮世帯で育つ子どもの多くは、進学・就職に困難を抱え、それによって、貧困が世代間で連鎖することも深刻な問題です。また、少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより社会的孤立のリスクが拡大しています。

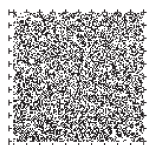
生活困窮者には、定まった住居を持たず路上や公園などで生活を送るホームレスが含まれます。ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題などが複合的に絡み合っていることが多く、食事の確保や健康面の問題等を抱えています。

●国・県の取組等

貧困は、生存権や教育を受ける権利など、人として生きる上での保障されるべき権利を脅かすことから、生活保護制度に加え、2015(平成27)年に生活困窮者自立支援制度が創設されました。

県においては、県福祉事務所が所轄する地域に「くらし・しごとサポートセンター」を設置し、市町村の福祉事務所とともに包括的な支援体制の整備を図り、一人ひとりに寄り添った支援活動を展開しています。

また、2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が制定され、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたってホームレスの自立支援策等が推進され、生活困窮者自立支援制度との連携も図られています。



人身取引

●現状

人身取引は、性的搾取や強制労働を目的として行われる重大な犯罪であり、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その回復は非常に困難です。近年、グローバル化の一層の進展や経済格差の拡大等に伴って、人身取引は国境を越える脅威となっており、人身取引の受入国にならないため、厳しい対策が求められています。

●国・県の取組等

国は、「人身取引対策行動計画」に基づき、関係省庁が一体となって人身取引対策に取り組んでいます。

県においても、アダルトビデオ出演強要やJKビジネス、外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となることを踏まえ、被害を防止するための普及啓発・教育及び人身取引の取締りを行っています。

アイヌの人々の人權

●現状

アイヌの人々は、固有の言語や儀式、口承文学(ユーカラ)等、独自の豊かな文化・伝統を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化が抑圧されたことにより、十分な保存・伝承が図られず、アイヌの人々は様々な偏見や差別を受けることになりました。

●国の取組等

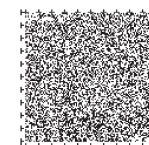
1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が、また2019(令和元)年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する施策の指針に関する法律」(アイヌ新法)が施行され、アイヌの人々に対する理解と認識の促進に取り組まれています。

複合的な人權問題

障害のある外国籍の子どもや高齢の生活困窮者などのように、人は複数の属性を持っていることで、差別や偏見を重複して受け、より困難な状況に直面することがあります。このため、人權問題の解決に当たっては、複合的な視点が不可欠です。

なお、属性のうちで性別は誰にとっても関わりがあることから、特に女性は、障害があること、高齢者や子どもであること、外国人であること、被差別部落出身者であること等が加わると、より複合的で困難な状況に直面しやすくなります。そのため、様々な人權問題には、「女性」の人權問題という横串を通し、横断的な問題解決を図ることが必要です。

※この冊子で紹介するほかにも様々な人權課題があります。誰もが、人權を侵害され、日常を奪われるリスクを抱えています。全ての人の人權が尊重され、あらゆる差別や偏見のない平和な社会の実現に向けて、人權問題についての理解を含め、一人ひとりがその解決のため役割を果たしましょう。



SDGsと人権

2015(平成27)年の国連総会で採択された「私たちの世界を変革する-持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」を理念とし、「すべての人々の人権の実現」を目指すことが謳われています。また、そこに掲げられた17の目標と169のターゲットから成る持続可能な開発目標(SDGs)は、人権尊重の考え方が通底しています。SDGsの達成に向けて、現在、様々な取組が世界的に進められています。2015年まで実施された「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継であるSDGsにおいて、持続的開発の中心的要素として人権が位置づけられた意義は大きいと言えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

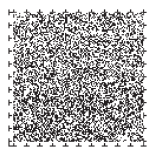


スポーツと人権

スポーツ観戦や参加は、異文化を理解することや多様性を尊重することなど、「人権」について理解を深めるきっかけになります。

オリンピック憲章(オリンピズムの根本原則)抜粋

4. スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。



CHECK

ビジネスと人権

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっています。平成23年(2011年)の第17回国連人権理事会においては、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」が全会一致で支持されました。また、企業が「持続可能な開発目標(SDGs(Sustainable Development Goals))」に取り組む上で、人権を尊重した行動をとることが求められています。

このような「ビジネスと人権」に対する国内外の関心の高まりを受けて、政府は、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握、経済界や労働界等との議論やパブリックコメント等を経て、令和2年10月に『「ビジネスと人権」に関する行動計画』を策定しました。

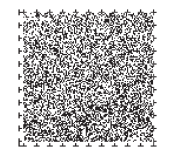
行動計画では、企業活動における人権尊重の促進を図るため、今後政府が取り組む施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス(企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと)導入への期待が表明されています。また、行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、全府省庁で実施していくこととされています。

(法務省人権擁護局・令和7年度版「人権の擁護」から抜粋)

職場におけるハラスメントの防止

職場における様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるだけではなく、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等、人権を侵害する行為です。

事業主は、従業員が能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止等に関して必要な措置を講じるとともに、問題が生じた場合には適切な対応を迅速にとる必要があります。



CHECK

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

(令和4年3月11日施行)

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とすることである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないと意識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いである。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立つて県行政のあらゆる分野における施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(差別のない社会づくりに向けた取組)

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

(委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

鹿児島県人権教育・啓発基本計画の概要

基本計画は、本県の人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的に推進するための指針です。人権に関する国内外の動向や、社会情勢の変化、県民の人権意識の変化などを踏まえ、2025(令和7)年3月に3次改定を行いました。

基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、人権という普遍的文化(人権文化)が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現

目標

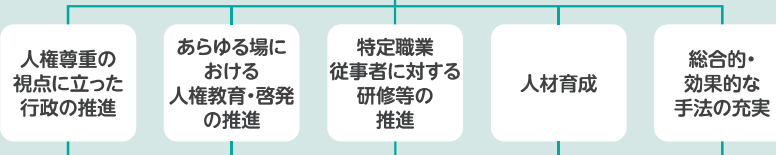
共生の心が根付く鹿児島

人権文化の息づく鹿児島

基本方針

- ①一人ひとりの人権が尊重される場(環境)で行う
- ②一人ひとりを大切にする
- ③一人ひとりの「生きる力」や可能性を伸ばす
- ④共生社会の実現を目指す
- ⑤人権を生涯を通じた学習課題とする
- ⑥人権の学びと実践を循環させる
- ⑦人権を「我が事」として考える
- ⑧国際社会の一員として行う

人権教育・啓発の推進方策



人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

推進体制の整備等

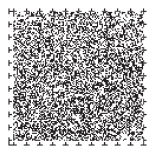
詳しくは県のホームページをご覧ください。

鹿児島県人権基本計画

検索

人権に関する月間・週間・記念日

4月 若年層の性暴力被害予防月間 世界自閉症啓発デー (4月2日) 発達障害啓発週間 (4月2日～8日)	障害者雇用支援月間 認知症月間 高齢者元気・ふれあい推進月間 (9月～10月) 自殺予防週間 (9月10日～16日)
5月 児童福祉週間 (5月5日～11日)	9月 老人の日 (9月15日) 老人週間 (9月15日～21日) 世界アルツハイマーデー (9月21日) 手話の日・手話言語の国際デー (9月23日)
6月 男女雇用機会均等月間 外国人労働者問題啓発月間 人権擁護委員の日 (6月1日) HIV検査普及週間 (6月1日～7日) らい予防法による被害者の 名誉回復及び追悼の日 (6月22日) 国の男女共同参画週間 (6月23日～29日) ハンセン病問題を正しく理解 する週間 (6月22日を含む日曜日から1週間)	10月 精神保健福祉普及運動 国際高齢者デー (10月1日) 犯罪被害者支援の日 (10月3日)
7月 再犯防止啓発月間 県の男女共同参画週間 (7月25日～31日)	11月 鹿児島レッドリボン月間 (11月16日～12月15日) 児童虐待防止推進月間 女性に対する暴力撤廃国際日 (11月25日) 女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日～25日)
8月 人権同和問題啓発強調月間 全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間 (夏休み期間明けの前後)	12月 世界エイズデー (12月1日) 障害者週間 (12月3日～9日) 人権週間 (12月4日～10日) 人権デー (12月10日) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (12月10日～16日)
	2月 サイバーセキュリティ月間 (2月1日～3月18日)
	3月 自殺対策強化月間 国際女性デー (3月8日)



地域・職場での研修にご利用ください。

県では、県民の皆様に人権同和問題に対する知識と理解を深めていただくため、次の取り組みを実施しています。

人権研修推進員(講師)の派遣

町内会などが実施する地域の研修や企業・団体の職場研修などに、人権同和問題の講師を派遣します(原則、土・日・祝日を除く。)

旅費は主催者をご負担ください。

謝金は不要です。

人権啓発DVD等の貸出

地域や職場での人権研修でご利用いただける人権啓発DVDやVHSを無料で貸し出します。詳しくは県のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

鹿児島県男女共同参画局人権同和対策課

☎099-286-2573

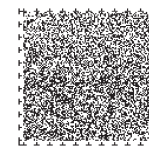
E-mail jinken@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県人権啓発

検索

人権ライブラリー

公益財団法人人権教育啓発推進センター内に設置されている、人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネル・紙芝居や地方公共団体が作成した啓発資料や映像などを収集・整理し、幅広く提供を行う施設です。図書や映像資料などについては、郵送などによる貸出も行われています。
[ホームページ] <https://www.jinken-library.jp/>



人権に関する主な相談窓口 (令和8年3月現在)

人権全般

- ・みんなの人権110番(鹿児島県方法務局) ☎ 0570-003-110
- 〈鹿児島県方法務局〉
- ・人権擁護課 ☎ 099-219-2170 ・川内支局 ☎ 0996-22-2300
- ・霧島支局 ☎ 0995-45-0064 ・鹿屋支局 ☎ 0994-43-6790
- ・知覧支局 ☎ 0993-83-2208 ・奄美支局 ☎ 0997-52-0376
- ・インターネット人権相談(鹿児島県方法務局)

女性

- ・女性の人権ホットライン(鹿児島県方法務局) ☎ 0570-003-110
- ・県男女共同参画センター相談室 ☎ 099-221-6630
- ・DV相談ナビ ☎ #8008
- ・DV相談+(プラス) ☎ 0120-279-889
- ・県女性相談支援センター ☎ 099-222-1467
- ・性犯罪被害相談電話 ☎ #8103
- ☎ 0120-007-867
- ・性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」 ☎ 099-239-8787
- ☎ #8891

子ども

- ・かごしま教育ホットライン24 ☎ 0120-0-78310
- ☎ 0120-783-574
- ・子ども・家庭110番(県中央児童相談所) ☎ 099-275-4152
- ・県中央児童相談所 ☎ 099-264-3003
- ・県北部児童相談所 ☎ 0996-21-3150
- ・県大隅児童相談所 ☎ 0994-43-7011
- ・県大島児童相談所 ☎ 0997-53-6070
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189
- ・かごしま子ども・若者総合相談センター ☎ 099-257-8230
- ・子どもの人権110番(鹿児島県方法務局) ☎ 0120-007-110
- ・ヤングテレホン(県警察本部) ☎ 099-252-7867

高齢者

- ・高齢者・障害者の人権あんしん相談(鹿児島県方法務局) ☎ 0570-003-110

障害者

- ・障害者110番(県身体障害者福祉協会) ☎ 099-228-6000 FAX.099-228-6710
- ・県発達障害者支援センター(県こども総合療育センター内) ☎ 099-264-3720
- ・県障害者権利擁護センター(県障害福祉課内) ☎ 099-286-5110
- ・障害者くらし安心相談窓口
(県障害福祉課) ☎ 099-286-5110 FAX.099-286-5558
(大隅地域振興局) ☎ 0994-52-2108 FAX.0994-52-2120
(大島支庁) ☎ 0997-57-7222 FAX.0997-57-7251
- ・高齢者・障害者の人権あんしん相談(鹿児島県方法務局) ☎ 0570-003-110

同和問題(部落差別)

- ・県人権同和对策課 ☎ 099-286-2573

外国人

- ・外国語人権相談ダイヤル(鹿児島県方法務局) ☎ 0570-090911
- ・県外国人総合相談窓口 ☎ 070-7662-4541

HIV感染者等

- ・県感染症対策課 ☎ 099-286-2724
- ・各保健所

ハンセン病元患者等

- ・県健康増進課 ☎ 099-286-2720

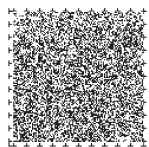
犯罪被害者等

- ・(公社)かごしま犯罪被害者支援センター ☎ 099-226-8341
- ・犯罪被害者等支援総合窓口(県くらし共生協働課) ☎ 099-286-2523
- ・性犯罪被害相談電話 ☎ #8103
- ☎ 0120-007-867
- ・性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」 ☎ 099-239-8787
- ☎ #8891

性的指向・性自認

- ・県男女共同参画センター相談室 ☎ 099-221-6630
- ・県精神保健福祉センター ☎ 099-218-4755

この冊子に掲載している相談窓口は、国や県の主なものであり、市町村をはじめ、その他機関でも相談窓口を設けています。相談時間など詳しいことについては、それぞれの相談窓口へお尋ねください。



(Uni-Voice)

鹿児島県 人権同和対策課 (令和8年3月改訂) 法務省委託事業

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

☎ 099-286-2574 FAX.099-286-5543

✉ jinken@pref.kagoshima.lg.jp 鹿児島県人権啓発 検索



ホームページ